

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

| | |
|-------------------------------------|----|
| ○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正..... (医療政策課) | 23 |
| ○救急病院及び救急診療所の申出の撤回..... (医療政策課) | 24 |
| ○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課) | 24 |
| ○道営土地改良事業の工事の完了..... (土地改良指導課) | 24 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課) | 24 |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) | 24 |
| ○土地収用法による事業の認定..... (建設部総務課) | 25 |

支庁告示

| | |
|-----------------------|----|
| ○特定調達契約に係る落札者の公示..... | 25 |
|-----------------------|----|

告 示

北海道告示第924号

昭和62年北海道告示第1770号(救急病院及び救急診療所の認定)の一部を次のように改正する。

平成16年11月19日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項市立札幌病院の事項、財団法人小児愛育協会附属愛育病院の事項、北海道脳神経外科記念病院の事項、医療法人札幌中央病院の事項、医療法人社団土田病院の事項、医療法人社団本来堂藤田整形外科医院の事項、医療法人松田整形外科病院の事項、医療法人社団隆仁会安井整形外科病院の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改め、同項医療法人社団小林外科病院の事項中「小林外科病院」を「小林外科医院」に、「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改め、同項医療法人社団北札幌病院の事項及び医療法人社団石垣整形外科医院の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改め、同項北斗整形外科医院の事項を削り、同項医療法人二樹会足立外科クリニックの事項、札幌外科センター医院の事項、特定医療法人北檜会札幌北檜病院の事項、医療法人社団悠仁会羊ヶ丘病院の事項及び医療法人仁陽会西岡第一病院の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改め、同項岡整形外科医院の事項を削り、同項国家公務員共済組合連合会幌南病院の事項、北海道整形外科

記念病院の事項、医療法人社団展望会展望台整形外科の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改め、同項医療法人五月会小笠原クリニック札幌病院の事項中「平成15.9.30」を「平成18.9.30」に改め、同項医療法人札幌形成外科病院の事項、医療法人高橋脳神経外科病院の事項、医療法人寧会手稲前田整形外科病院及び手稲いなほ整形外科の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改め、同項医療法人社団水口整形外科医院及び医療法人社団展望会ほしおき整形の事項を削り、同項鈴木外科医院の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改める。

函館市の項国立函館病院の事項中「国立函館病院」を「独立行政法人国立病院機構函館病院」に改める。

小樽市の項医療法人社団一佳会坂井外科医院の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改め、同項三浦外科肛門科医院の事項、小樽脳神経外科病院の事項、医療法人輪生会朝里病院の事項及び医療法人社団菊地整形外科医院の事項を削る。

旭川市の項医療法人社団功和会佐久間病院の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改め、同項東光整形外科医院の事項を削る。

釧路市の項釧路脳神経外科病院の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改める。
帯広市の項医療法人啓和会黒澤病院の事項及び医療法人社団刀圭会協立病院の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改める。

岩見沢市の項医療法人北翔会岩見沢整形外科内科病院の事項中「医療法人北翔会岩見沢整形外科内科病院」を「医療法人北翔会岩見沢北翔会病院」に改める。

網走市の項特別医療法人明生会網走脳神経外科病院の事項中「特別医療法人明生会網走脳神経外科病院」を「特別医療法人明生会網走脳神経外科・リハビリテーション病院」に改める。

紋別市の項医療法人社団ケーアイ会横山病院の事項及び大原病院の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改め、同項さかき・もんまクリニックの事項を削り、同項小林整形外科の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改める。

恵庭市の項恵庭第一病院の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改める。
伊達市の項総合病院伊達赤十字病院の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改める。

北広島市の項医療法人即仁会北広島病院の事項中「医療法人即仁会北広島病院」を「特別医療法人社団即仁会北広島病院」に、「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改める。

南茅部町の項南茅部町国民健康保険病院の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改める。

森町の項森町国民健康保険病院の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改める。
江差町の項医療法人雄心会江差脳神経外科クリニックの事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改める。

捨つなごころ 在りぬあなたにの道徳心

栗山町の項栗山赤十字病院の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改める。
 浦河町の項総合病院浦河赤十字病院の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改める。
 音更町の項医療法人徳洲会帯広徳洲会病院の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改める。
 標茶町の項標茶町立病院の事項中「平成16.10.31」を「平成19.10.31」に改める。

北海道告示第925号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院及び救急診療所から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院及び救急診療所の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部医療政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成16年11月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 岡整形外科医院（札幌市）
- 医療法人社団水口整形外科医院（札幌市）
- 医療法人社団展望会ほしおき整形（札幌市）
- 三浦外科肛門科医院（小樽市）
- 小樽脳神経外科病院（小樽市）
- 医療法人輪生会朝里病院（小樽市）
- 医療法人社団菊地整形外科医院（小樽市）
- 東光整形外科医院（旭川市）
- さかき・もんまクリニック（紋別市）

北海道告示第926号

道営土地改良（旭中地区経営体育成基盤整備（農業用排水、農道、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成16年11月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年11月19日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第927号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年11月19日

北海道知事 高橋 はるみ

| 地区名 | 事業の種類 | 完了年月日 |
|------|------------------------|------------|
| 津別西部 | 畑地帯総合整備 [緊急整備型]（農業用排水） | 平成12.12.20 |
| 同 | （区画整理） | 同 13. 1.22 |
| 同 | （暗きょ） | 同 13.12.20 |
| 同 | （農道） | 同 14. 1.10 |
| 同 | （土層改良） | 同 14. 6.18 |

北海道告示第928号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年11月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 厚岸郡浜中町茶内西14線124（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 土地改良事業用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 川上郡標茶町字オソツベツ155の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第929号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成16年11月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施設要件変更予定保安林の所在場所 檜山郡厚沢部町字上里1016の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上里1016の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山支庁経済部林務課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第930号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成16年11月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 起業者の名称 富良野市
2 事業の種類 富良野市西地区コミュニティセンター新築工事
3 起業地
(1) 収用の部分 富良野市西町地内
(2) 使用の部分 なし
4 事業の認定をした理由 次のとおり
（「次のとおり」は、省略し、北海道建設部総務課及び富良野市に備え置いて、縦覧に供する。）
5 起業地を表示する図面の縦覧場所 富良野市役所

支 庁 告 示

北海道十勝支庁告示第14号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成16年11月19日

北海道十勝支庁長 近藤 光雄

- 1 落札者に係る物品等の名称及び数量
(1) 堆肥専用散布機 1台
(2) ホイールローダ 1.3m³ 1台

- (3) リールマシン 3台
地上配管セット 一式

2 落札を決定した日

平成16年10月8日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏名 東北海道いすゞ自動車株式会社
イ 住所 帯広市大通南7丁目8番地
(2)ア 氏名 北海道キャタピラー三菱建機販売株式会社
イ 住所 札幌市清田区里塚2条6丁目3番5号
(3)ア 氏名 緑産株式会社
イ 住所 神奈川県相模原市田名3334番地

4 落札金額

- (1) 22,575,000円
(2) 5,092,500円
(3) 18,375,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成16年8月27日付け北海道十勝支庁告示第9号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道十勝支庁総務部会計課
(2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目

